

第25回 道路高架下等利用計画検討会会議録	
日 時	平成30年 7 月10日（火）14時00分～15時10分
開催場所	関内中央ビル 5階特別会議室
出席者	（検討会委員） 西田由紀子会長、川島清嘉委員、杉田義朗委員、山内綾子委員 （横浜市） 事務局及び関連部署 樹岡企画課長、新井企画課担当係長、中村企画課員、中島企画課員 中山管理課長、原田管理課占用係長、永川管理課員、大橋管理課員 （文化観光局）平原創造都市推進課担当係長
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者0人、記者0名）
議 題	1 鶴見区豊岡町所在地の適地・利用計画の検討について 2 西区東横線跡地高架下の適地・利用計画の検討について 3 西区新高島駅内所在地の適地・利用計画の検討について 4 中区かもめ町所在地の適地・利用計画の検討について 5 泉区和泉町所在地の適地・利用計画の検討について
決定事項	1 鶴見区豊岡町所在地は、利用用途を駐輪施設とし、占用入札制度で公募をすることとした。 2 西区東横線跡地高架下は、文化観光局の文化芸術創造都市施策の事業に利用することとした。 3 西区新高島駅内所在地は、文化観光局の文化芸術創造都市施策の事業に利用することとした。 4 中区かもめ町所在地は、利用用途を駐車施設とし、占用入札制度で公募をすることとした。 5 泉区和泉町所在地は、利用用途を指定せず、公募して提案を受け付けることとした。
議 事	1 鶴見区豊岡町所在地の適地・利用計画の検討について （西田会長） 鶴見区豊岡町所在地について説明してください。 （事 務 局） 資料1の鶴見区豊岡町所在地について説明。 （西田会長） 事務局の説明に対してご質問やご意見はありませんか。 （杉田委員） 機械管理式の駐輪施設に限定されていますが、具体的にはどのようなものですか。 （事 務 局） 整理員を配置せず、ラックや精算機等の機械のみで運営する駐輪施設のことです。 （川島委員） 上部が市営駐輪場となっていますが、当該地についても一体的に

	運用した方が効果的ではないでしょうか。 (事 務 局) 駐輪施設は民間事業者でも十分運営可能であり、当局としては市営駐輪場の必要性について現在検討しているところです。 当該地については、市が公募をかけて民営駐輪場を設置する方法を試験的に導入したいと考えています。 (杉田委員) 上部の市営駐輪場の利用率はどの程度ですか。 (事 務 局) 利用率は算出していませんが、1,000 台分の駐輪スペースがあり、現在は満車のため定期利用の待機者が 500 名程度いる状況であり、駐輪施設に対する需要は十分あると考えています。 (山内委員) 上部に市営駐輪場がある場合、料金体系はどうなりますか。 (事 務 局) 市営駐輪場は条例で 1 回の利用を 80 円としておりますが、当該地については占有者が料金を設定するため、上部の市営駐輪場と料金が異なる可能性があります。 (西田会長) 駐輪施設への出入口について、安全性は担保されますか。 (事 務 局) 今後の協議の中で安全性を確保していきます。 (西田会長) 適地の確認と利用計画についてご意見はありますか。 適地であるということと、用途等について特段の意見はないようですので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。 (委 員) はい。 (西田会長) では、鶴見区豊岡町の利用計画は、事務局案のとおりとし、占有入札制度を利用した占有者の選定が妥当であるとし、意見を集約することとします。 2 西区東横線跡地高架下の適地・利用計画の検討について (西田会長) 西区東横線跡地高架下について説明してください。 (事 務 局) 資料 1 の西区東横線跡地高架下について説明。 (西田会長) 事務局の説明に対してご質問やご意見はありませんか。 (杉田委員) イメージ図だと固定壁が設置されているように見えますが、占有者が設置するということですか。 (事 務 局) 占有者が設置します。 (川島委員) 利用用途はアーティストがアート活動をする内容となっておりますが、アーティストが制作した作品は美術館のように一般人にも広く公開されるのでしょうか。 (事 務 局) 当該地は市民の方々に開放し、アーティストの製作現場をみていただくことを想定しています。 (西田会長) アーティスト・イン・レジデンスのような取組みは可能ですか。 (事 務 局) 夜間は閉鎖するため、寝泊りはできません。 (川島委員) 前面道路は車道を横断する人が多いので、横断者が増えないように占有者にはよく指導した方が良いと思います。
--	--

	(山内委員) 屋外であることから暑さや寒さに懸念があるため、なにか工夫ができると思います。 (杉田委員) アーティストはクリエイティブネットワーク実行委員会以外の希望者も参加できますか。 (事務局) 実行委員会は BankArt のような施設をいくつか所有しており、それぞれの施設の管理者が実行委員会のメンバーとして組織しています。当該地で行う事業につきましては、実行委員会を中心にアーティストを呼び込んで活動してもらうことを想定しています。 (西田会長) 実行委員会は、事務局として運営していく立場という理解でよろしいでしょうか。 (事務局) はい。 (西田会長) この利用計画は、横浜のアートシティの取組みという面でも新しい可能性があると考えております。 他に適地の確認と利用計画について特にご意見はありますか。 適地であるということと、用途等について特段の意見はないようですので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。 (委員) はい。 (西田会長) では、西区東横線跡地高架下の利用計画は、事務局案のとおり活用が妥当であるとし、意見を集約することとします。 3 西区新高島駅内所在地の適地・利用計画の検討について (西田会長) 西区新高島駅内所在地について説明してください。 (事務局) 資料1の西区新高島駅内所在地について説明。 (西田会長) 事務局の説明に対してご質問やご意見はありませんか。 当該地は地下1階となりますが、地震等の災害に対する安全性は担保されているのでしょうか。 (事務局) 当該地は海が近いと、海水等が流れてこないように階段に防潮板が整備されています。ただし、施設整備の際に想定できなかったような災害が発生した場合には、施設管理者である横浜高速鉄道株式会社による指示・誘導を適切に行う等のソフト面での対応が重要となりますので、いただいたご意見は横浜高速鉄道株式会社にも伝えてまいります。 (杉田委員) 占有者は2の案件と同じくクリエイティブネットワーク実行委員会ですか。 (事務局) 当該案件は文化観光局にて公募を行い、占有者を決定します。 (川島委員) 当該地が道路区域に入っている理由は何ですか。人が通らない場所なのであれば区域を外し、ショッピングセンターや芸術活動専用の施設とする等、活用の幅を拡げてはどうですか。 (事務局) 上部が道路となっており、道路区域を外すことができないため、
--	--

	未利用の区域内として活用させていただきたいと考えております。 (山内委員) 倉庫と一体で使用するとなるとスペースも広く、見応えもありますので、人が集まる新たな観光スポットとなると良いと思います。 (西田会長) 横浜の顔ともなれる場所だと思いますので、地下にはなりますが、この場所を通して道路を横断することで、降りたり登ったりしながらも楽しめる空間になると良いと思います。 他にご質問、ご意見等はありませんか。 特段の意見はないようですので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。 (委 員) はい。 (西田会長) では、西区新高島駅内所在地の利用計画は、事務局案のとおり占用者を選定することが妥当であるとし、意見を集約することとします。 4 中区かもめ町所在地の適地・利用計画の検討について (西田会長) 中区かもめ町所在地について説明してください。 (事 務 局) 資料1の中区かもめ町所在地について説明。 (西田会長) 事務局の説明に対してご質問やご意見はありませんか。 (山内委員) 駐車場として整備した場合、どの程度の駐車が可能ですか。 (事 務 局) 橋脚と橋脚の間を1ブロックとすると、1ブロックで6～7台駐車可能です。ブロックは全部で8ブロックありますので、50台程度は駐車可能と思われます。 (山内委員) 駐車可能台数が一気に増えることにはなりますが、需要はありますか。 (事 務 局) 需要はあると思いますが、ニーズに対応するため、ブロックで区切って公募を行う予定です。 (西田会長) 地元等からのニーズもあるのでしょうか。 (事 務 局) 日頃から違法駐車が多く、駐車場整備のニーズはあるのではないかと考えております。 (西田会長) 他にご質問、ご意見等はありませんか。 特段の意見はないようですので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。 (委 員) はい。 (西田会長) では、中区かもめ町所在地の利用計画は、事務局案のとおりとし、占用入札制度を利用した占用者の選定が妥当であるとし、意見を集約することとします。 5 泉区和泉町所在地の適地・利用計画の検討について (西田会長) 泉区和泉町所在地について説明してください。 (事 務 局) 資料1の泉区和泉町所在地について説明。
--	---

	(西田会長) 事務局の説明に対してご質問やご意見はありませんか。 (杉田委員) 建築の可否について建築局と調整中とのことですが、建築不可の場合は駐車場等の利用が考えられますが、その場合でも提案型で公募を行うのでしょうか。 (事務局) 提案型で公募を行います。駐車場も間接的ではありますが地域の賑わい創出につながるものと考えておりますので、公募の結果、駐車場となっても問題はないと考えております。 (西田会長) 今後の区画整理事業にて商業施設が増えることが予想されますので、これまでにない新しい提案にも期待したいです。また、この案件をきっかけに様々な間口が広がると良いと思っています。 他にご質問、ご意見等はありませんか。 特段の意見はないようですので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。 (委員) はい。 (西田会長) では、泉区和泉町所在地の利用計画は、事務局案のとおりとし、利用を希望する方からの提案を受け付けることが妥当であるとし、意見を集約することとします。 (西田会長) 全体を通して、何かご質問やご意見はありませんか。 (委員) ありません。 (西田会長) 最後に、新高島駅の件についてはコストの問題等もあるとは思いますが、なによりも安全対策を徹底していただくことを重ねてお願いいたします。 2 その他について 事務局から次回の日程等について説明
資 料 その他	1 資料 第25回横浜市道路高架下等利用計画検討会 議事次第 一式 2 その他 第26回道路高架下等利用計画検討会は10月頃の開催を予定しています。 企画提案の案件については後日、各委員に提案書、審査基準表、採点シート等一式を送付し、採点を依頼します。